

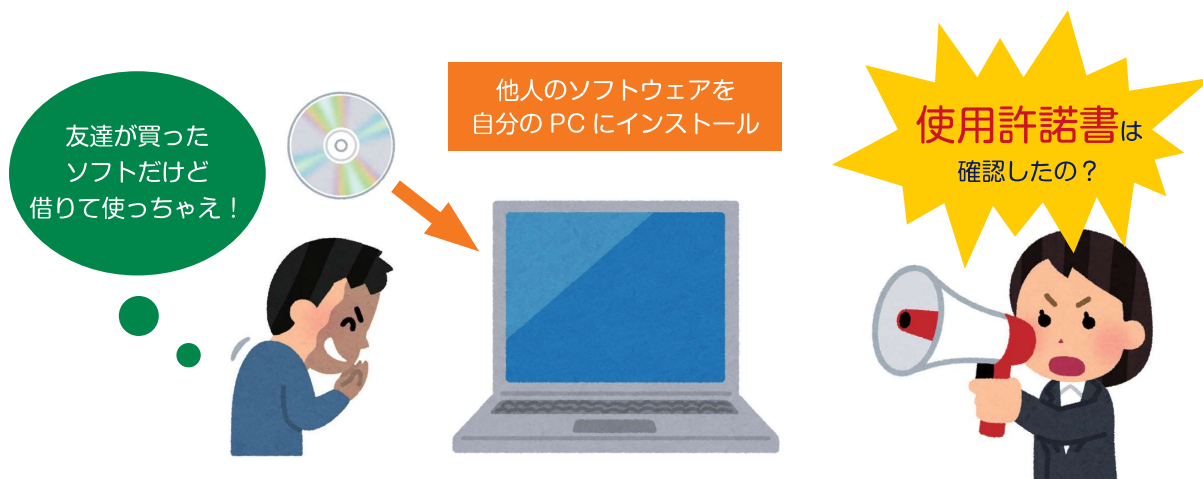
ソフトウェアの適正な利用について

塾生
注目!!

ソフトウェアは**著作権法**等によって保護されており、利用する上で守らなければならないルールが定められています。各ソフトウェアの**使用許諾契約書**等の内容をきちんと理解し、ソフトウェアの不正利用を行うことのないよう注意してください。

やってはいけないことの例

- 不正にコピーされたソフトウェアを、それと承知の上でインターネット上からファイル共有ソフトウェアなどでダウンロードする
- 友達が購入して使用しているソフトウェアを、使用許諾契約書を確認せず自分のPCにもインストールする
- 使用許諾契約で決められた台数を超えるPCにインストールする、または使用が許可されていない人に使わせたり、許可されていない使用目的で使ったりする
- 不正にコピーされた海賊版ソフトウェアを、それと承知の上でインストールする



ソフトウェアの不正利用は、れっきとした「違法行為」です

著作権を侵害すると「10年以下の懲役又は1,000万円以下の罰金(併科可)」という非常に重い処罰が科せられる可能性があります。また、個人ならびに慶應義塾の社会的信用へのダメージは計りしれません。ソフトウェアライセンスに関する知識を深め、自分自身が不正利用をすることなく、また不正利用に加担することのないよう注意してください。知らなかったではすまされない大きな問題に発展する可能性があります。

- ◆ ソフトウェアを正しい方法で入手しない場合、法的なリスクとは別に、コンピュータウイルスの感染、ソフトウェアの異常動作等に遭遇するリスクも負うことになります。十分注意してください。

参考 Web サイト	コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)	https://www2.accsjp.or.jp/
	ザ・ソフトウェア・アライアンス(BSA)	https://bsa.or.jp/